

No	1	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市民、事業者に合理的配慮の考え方が浸透していない。施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。		市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のこと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態		
中長期方針	市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。				
年度計画	新採用職員や民間団体・事業者等に対する研修会を開催する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	53,900円	内容	当事者講師団講師料53,900円	
	①当事者講師団等による啓発活動 市職員(新採用)研修1回 参加者18人※参考資料1 ②基幹相談支援センターによる啓発活動※参考資料2 ・亀の井バス従業員を対象とした研修 計4回 延べ100人 ・山の手自治会 延べ30人 ・別府大学文学部人間関係学科2年生 80人 ・西区民生・児童委員協議会 延べ15人 ③市民活動団体と別府市社会福祉協議会との共同による啓発活動→中学校3校、延べ521人 ※参考資料3				
内部評価	困難度	コロナ禍のため集合研修の実施が困難であった。			
	達成度	数少ない機会の中、概ね当初の目標を達成した。			
	総合	A	内部評価のポイント	困難な事情がありつつも、計画を達成しているため。	
今後の取組	①講師団等による啓発活動については、自治会、民生委員、未実施の市職員等を対象に実施する。 ②民間事業者への働きかけについては、引き続き実施する。 ③幼稚園児・小中学生に対する啓発活動は民間団体、別府市社会福祉協議会と連携し実施する。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・少しずつではあるが、啓発活動が進んでいるような印象をうけたため。 ・コロナ禍に於いて研修開催が困難な中、やれることを開催できており計画が達成されている。 ・コロナ禍であったが市の職員や市民に対しての啓発活動は行えている。				
助言等	・亀の井バス以外の他民間事業所への働きかけに期待したい。 ・コロナウイルスの感染状況を見極めながら集合研修の計画を推進してほしい。コロナ禍が長期化することを見越して、今年度の経験を踏まえて、計画的な事業実施に努めてもらいたい。 ・啓発活動や研修等でアンケートをとりどこまで理解しているか確認し、まとめてはどうか。				
評価結果をふまえた対応					
対応する時期	今年度中				
具体的な対応	新型コロナウイルス感染症の影響で研修の集合開催が難しい場合、親亡き後等の問題啓発動画視聴を必須化して、アンケートを取る。				

プラン変更の要否	要
修正前	新採用職員や民間団体・事業者等に対する研修会を開催する。
修正後	新採用職員、並びにこれまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。

No	2	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	ともに生きる条例制定以前には、職員が障がい理解を深める研修等の場がなかった。条例が施行された平成26年度からは、職員研修を開催し、平成28年度までに主事・事務員級以上の職員を対象として実施している。			市職員が障がい理解を有し、市役所全体で合理的配慮を進めている状態	
中長期方針	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。				
年度計画	新採用職員を対象として研修を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	53,900円	内容	当事者講師団講師料53,900円
	以下のとおり、職員研修を実施した。 ・新採用職員研修 1回、参加者 18人※参考資料 1			
内部評価	困難度	コロナ禍のため当初の目標を低く設定（非常勤職員研修を計画していない）しているが、当初の目標は達成している。		
	達成度	新採用職員、非常勤職員、また昨年度までの研修に公務の都合等で出席できなかった職員も対象に研修を実施したため、計画を達成している。		
	総合	A	内部評価のポイント	計画を達成しているため。
今後の取組	新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。			

外部評価

評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での研修で大変だったと思うが、オンライン等の普及促進もできているように思うので。 ・コロナ禍の中で最低限の職員研修は行われたと思う。新しく施行された手話言語条例に即した手話体験が行われる等の工夫が見られた。 ・市の職員に対して、障がいの理解の為の研修を行っている。 		
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な障がい特性を理解するための体験のツールを増やす。 ・座学だけでなく、体験的な研修を行ってみたらどうか。 ・親なき後の動画視聴などを活用して意見交換などしてみてもどうか。担当課以外が観る機会は少ないと思う。 		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	新型コロナウイルス感染症の影響で新人研修の集合開催が難しい場合、親亡き後等の問題啓発動画視聴を必須化して、アンケートを取る。

プラン変更の要否	否
修正前	新採用職員を対象として研修を実施する。
修正後	

No	3	分類	相互理解の促進	担当課等	学校教育課
条文	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	義務教育年齢の子どもたちにとって障がいは身近なものでなく、多くの子どもが障がいの知識を持ち合わせていない状態			各児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、また障がいの知識・理解を有している状態	
中長期方針	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。				
年度計画	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。				

実施結果及び自己評価			
実施した内容	経費(概ね)	0円	内容
	①県立支援学校との交流(居住地交流も含む) 1校 ②関係機関との連携 ・学校訪問ワークショップ事業による交流活動 3校 ・太陽の家への見学・体験活動・交流 1校 ③地域の方々との交流 1校 ・老人会、小さい友だち留学生 ⑤教職員研修 ・校内研修 22校 ・関係機関との合同研修会1校		
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定されていた交流活動の実施が困難であった。	
	達成度	コロナ渦の中であっても、継続した交流活動を実施することができた学校もあった。教職員研修については、昨年度同様の実施ができています。	
	総合	B	内部評価のポイント 各学校で障がいに対する理解を深める教育が進んでいるため。
今後の取組	障がいへの理解を深めるために、交流や体験活動を取り入れた学習活動を一層推進するとともに、教職員研修の一層の充実を図る。		

外部評価			
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・直接的な交流以外にも障害理解を促す取組が可能であったと思われる。 ・各学校で障がいに対する理解を深める教育が進んでいると評価する根拠がみえない。 ・目標に対し、実施内容は職員研修が多く、児童・生徒への取組が少ない。また、この傾向は、昨年度の外部評価でも取り上げているが、その後の変化がみられない。 ・年度計画の内容に対して、実施した内容の成果が見えてこない。 ・教員への取組が多く、児童生徒への取組が少ない。昨年度も同じ意見を出したが、変化がない。		
助言等	・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、交流以外での取り組みを検討していただきたい。 ・実施内容から、対象となる障害に偏りが見られる。幅広く取り上げて障害理解を促していただきたい。 ・実施している学校、していない学校に機会の差があるのではないか。親世代へも取組んでいただきたい。 ・実施方法として、家庭内で話し合う機会を持ってもらい、レポート作成、発表の機会を設けることもよいのではないか。		

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	○現在の取り組みの充実を図る ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互理解を深めるための人権教育を推進する。 ・各学校において、道徳等において障がいに対する理解を図る学習を教育課程に位置づけ、学習指導の充実を図る

プラン変更の要否	否
修正前	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。
修正後	

No	4	分類	生活支援に関する合理的配慮（自立生活支援及び情報提供）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	自立生活に向けての支援体制が十分とはいえず、また存在する支援制度も周知されていないことにより、支援が必要な人が支援を受けられていない状態		様々な障がいのある人に対応した自立生活支援体制が整っており、かつ、支援制度について情報提供が適切になされている状態		
中長期方針	既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。				
年度計画	地域生活支援拠点等の整備における課題解決に向け、具体的対応策を検討するとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）		内容		
	<p>①障害者自立支援協議会地域生活支援部会において、地域生活支援拠点等の整備と運動する障がいのある方の親亡き後等の問題を解決するための方策の一つとして、地域住民への啓発及び相談の敷居を下げることを目的に「親亡き後等の問題」に関する動画を作成しyoutubeに投稿することで広報に努めた。参考資料 5</p> <p>②障害福祉課のホームページについて、閲覧者が情報を取得しやすいように構成をリニューアルした。参考資料 4</p> <p>③障害者週間（令和2年12月3日～12月9日）に、別府市役所1階にて、これまでの親亡き後等の問題に関する検討結果や印刷等の展示を行った。</p> <p>④窓口で配布する「障がい福祉ガイドブック」について、他課や民間事業者が提供するサービス等を掲載することで内容の拡張に努めた。また、令和2年度版の掲載内容をさらに充実させ、ホームページの内容も更新。</p>				
内部評価	困難度				
	達成度	①コロナ禍を踏まえた効果的な広報活動を行うことができた。②ホームページの構成を変更したことで、容易に情報が取得できるようになったものとする。④ガイドブックの内容拡張により、障がいのある人にとって必要と成り得る情報が容易に取得できるようになったことで計画は達成されたものとする。			
	総合	A	内部評価のポイント	計画を達成することができたため。	
今後の取組	地域生活支援拠点等の整備における課題解決に向け、具体的な取組策を検討するとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。				

外部評価

評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	<p>・コロナ禍での地域への広報活動、安全に配慮した広報活動を行い周知ができていたことには評価ができた。</p> <p>・親亡き後問題を啓発する映像を作成し広く情報発信したことは評価できる。</p> <p>・親亡き後等の問題に関する動画の作成やSNS等にて広報またはホームページのリニューアル、これまでの経過を印刷等の展示、窓口配布の「障害福祉ガイドブック」の内容の拡張を行っている。</p> <p>・利用者目線で分かりやすい情報発信の配慮に努めることができた。</p>				
助言等	<p>・市社協にできた成年後見支援センター等新しい社会資源についてできるだけスピーディーに情報発信を行う。ホームページの構成の評価は主観によって違う。さらなる情報の質の充実を図り、更新を適宜行う。</p> <p>・今後も地域生活支援の拠点の整備に対して具体的に課題を解決していく事が大切。</p> <p>・情報の更新、タイムリーな情報や必要な情報を届ける視点で進めてほしい。</p>				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	地域生活支援部会等の意見の中で、ショートステイが可能な体験型の施設が不足しているとの指摘があるため、空き家等の活用が可能か検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	地域生活支援拠点等の整備における課題解決に向け、具体的対応策を検討するとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。
修正後	

No	5	分類	生活支援に関する合理的配慮（相談支援体制の整備）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。			
現状と目	(現状)		(目標)		
	各種相談窓口をつなぐ体制などが十分でない。		相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態		
中長期方針	相談支援体制の整備を行う。				
年度計画	市内の障害福祉サービス事業所及び地域包括支援センター職員を対象に、基幹相談支援センター設置の報告及びその役割についての研修を実施する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）	10,800千円	内容	基幹相談支援センターへの委託料 2,700千円×4センター	
	①地域課題抽出、相談支援専門員の資質向上、各事業所の困り等を解決することを目的に、市内各特定相談支援事業所を4基幹相談支援センターコーディネーターが訪問するbe湯ミーティングを開催（計26回）。 ②令和3年1月 青山・東山圏域の包括及びケアマネ向けzoom研修開催。 ③令和2年9月15日、23日、亀の井バス乗務員を対象とした障がい理解促進を目的とした研修を計2回（延べ23人）開催。				
内部評価	困難度				
	達成度	計画に沿った取組を実施できた。			
	総合	A	内部評価のポイント	基幹相談支援センターの機能を広く周知することが出来た。	
今後の取組	基幹相談支援センターの役割の周知				

外部評価					
評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	・オンラインでの研修では難しい部分があると思う。・計画に沿った取組がなされている。 ・be湯ミーティング等が行われ、地域の課題抽出や相談支援専門員の人材育成も進んでいると思う。介護支援専門員との連携を考える分科会による研修会もケアマネの人材育成や制度理解、相談支援専門員との連携に寄与していると感じる。 ・昨年度は、青山東山包括とその圏域のケアマネ向けに、コロナ禍である為、Zoomでの研修会を開催できた点は良かった。障害サービスの理解を促進する取組が行えた。				
助言等	・相談支援事業所以外の障害福祉サービス事業所等への周知もあればと思う。当事者からの意見を反映できているかが疑問が残る。 ・介護支援専門員と相談支援専門員の関係強化を推進する研修会を増やし、顔の見える関係づくりを行う。 ・基幹相談支援センター設置の報告、及びその役割や障害についての研修会を継続していく事が大切。他の圏域が機関と連携を取れているか分からない。 ・①については基幹相談支援センターが主導的に実施した内容でもあり、今後は行政側とも必要な取組を協議して進める必要がある。 ・③については年度が変わると苦情が出ることもある。当事者の意見をどのように反映してもらえるか分かる研修会をしてほしい。当事者部会と亀の井バスとの話し合いを詰めた形で実施することが必要。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	バス会社での研修、並びに障がい者がバスを使用する際に利用できる手引きを作成する。

プラン変更の要否	否
修正前	障害者自立支援協議会等を通じて、関係者間の連携強化を図り、各種相談窓口につなぐためのネットワーク構築に努める。
修正後	

No	6	分類	生活支援に関する合理的配慮（専門知識・職業倫理の向上）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がい福祉事業所の職員の専門スキルにはまだ向上の余地がある。		職員の専門スキルを向上させる体制が整っている状態		
中長期方針	障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。				
年度計画	市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	0円	内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月12日（金）地域生活支援部会主催による就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所のサービス管理責任者及び世話人を対象に、職員の資質向上及び関係者間の連携強化を目的としたリモート研修を開催（内容：高次脳機能障がい、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム、グループワーク）。※参考資料6 地域課題抽出、相談支援専門員の資質向上、各事業所の困り等を解決することを目的に、市内特定相談支援事業所を4基幹相談支援センターコーディネーターが訪問するbe湯ミーティングを開催した。 実務担当者会議の分科会にて、相談支援事業所の職員や地域包括支援センターの一部の職員と介護保険に関する研修会を行った。 	
	内部評価	困難度			
	達成度	それぞれの組織で職員の能力を向上させるための取り組みができた。			
	総合	A	内部評価のポイント	各種研修会等により、障がい福祉に携わる職員の能力向上につながった。	
今後の取組	継続的な取り組みにより相談支援専門員の能力向上が図られている一方、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所の職員の質の向上に関しても何らかの取り組みの余地があるか検討を行いたい。				

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> 質の向上を図ることへの取組ができていて感じた。 障害福祉事業所の職員の能力向上のための活動はわかるが、市職員にむけた活動はどう取組んでいるのか見えない。 サービス毎の職員の資質向上への取組の差が大きくなっている感じがする。 就労やグループホームなど分野ごと研修はあまりなかったため実施できたのは良かった。事前にニーズ調査をした上で、研修内容を企画できると尚よかった。 		
助言等	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業所毎で職員が高い倫理観をもって業務に臨んだり、資質の向上ができるよう研修会の実施が必要不可欠である。介護保険等について理解する為、実際のニーズに応じ引き続き研修を行う事が大切。（事前に各事業所にアンケートを取る等） 自立支援協議会活動に参加してない事業所など情報交換できる場が少ないため、そのような機会を継続して作る必要がある。 		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	子ども支援部会で事業所向けのスキルアップ研修を経験年数ごとに開催予定であり、現在企画を検討中。開催の際には、関係する市職員も参加し知識を深めることで、実践につなげていきたい。

プラン変更の要否	要
修正前	市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。
修正後	市障害者自立支援協議会の各部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。

No	7	分類	生活支援に関する合理的配慮（情報機器活用、情報提供）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第4項		市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。		
現状と目標		(現状)	日常生活用具給付事業など情報通信機器活用制度は存在するが、ニーズに十分に答えられているとはいえず、また障がいの特性に配慮した情報提供方法が十分にとられているとはいえない状態	(目標)	ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態
中長期方針			情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。		
年度計画			日常生活用具についての確かなニーズを把握し、適正な給付対象用具の選別を行う。 めざましい発展を遂げる情報通信機器を生活支援にどのように活用できるかを検討する。		

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	0円	内容	
	①日常生活用具にニーズ把握の上新たに盲人用血圧計給付対象とした。 ②視覚障がい者用の視覚支援用具の新規ニーズの要望を受け調査を行った。			
内部評価	困難度	情報通信技術分野の急激な進歩にニーズ調査や施策立案が困難		
	達成度	要望を受けニーズ調査により施策立案		
	総合	A	内部評価のポイント	ニーズ対象物件を給付品目とする要綱改正を行った
今後の取組	当事者及び団体等からの要望に対し、ニーズ調査ののちに施策として立案できるかを順次検討する。			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> 当事者団体等へのニーズ調査結果がわかりにくい。具体例があるとよい。調査人数や年代も知らせてほしい。 他の障害の方からのニーズはなかったのか。 改正した内容について市民への周知方法が見えない。 		
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査のすべての公表が難しくても、調査対象や、回答者数などは、ニーズの高さを裏付けるためにもオープンにしていきたい。（内容の見える化、透明化を！） 生活支援にどのように活用できるかまでを検討するためにも、事後調査の実施をお願いしたい。 新たに給付対象となったものを市民へ周知することまでを年度計画としていただきたい。 		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> 新たに給付対象になった最新のものを含めた給付品目一覧表をHPにアップする。 新しく給付対象になったもののその後の給付実績の把握を行う。

プラン変更の要否	否
修正前	日常生活用具についての確かなニーズを把握し、適正な給付対象用具の選別を行う。 めざましい発展を遂げる情報通信機器を生活支援にどのように活用できるかを検討する。
修正後	

No	8	分類	生活支援に関する合理的配慮（社会資源の充実）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第5項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるような必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	現行制度では、重度障がいのある人が生活するための支援制度が十分とはいえず、また社会資源についてもさらなる整備の余地がある。		重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態		
中長期方針	社会資源を充実させる。				
年度計画	「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策を講じることで、社会資源を充実させていく。平成30年度に設置した基幹相談支援センターの機能をさらに高め、社会資源の充実に繋げる。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	10,800千円	内容	基幹相談支援センターへの委託料 2,700千円×4センター
	①別府市障害者自立支援協議会の専門各部会において、「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策の協議を重ねた。 ②大分県主催、「親亡き後相談員」養成研修が開催され、相談支援専門員4名が受講した。 ③大分県主催「医療的ケア児コーディネーター研修」が開催され、相談支援専門員3名が受講したことで、医療的ケアが必要な重度障がいのある方が安心して地域で生活を送るために必要な専門的知識習得に努めた。 ④地域課題抽出、相談支援専門員の資質向上、各事業所の困り等を解決することを目的に、市内各指定特定相談支援事業所を4基幹相談支援センターコーディネーターが訪問するbe湯ミーティングを開催（計26回訪問）。 ⑤多機関協働の包括的支援体制構築を目的とした、大分県が主催する「我が事・丸ごと地域共生社会推進人材養成研修会」に基幹相談支援センターコーディネーター1名が受講。			
内部評価	困難度			
	達成度	地域生活支援拠点等の整備で求められている「専門的人材の確保・養成」について、②～⑤を行ったことで、相談支援専門員の資質向上が図られ、人的な社会資源が充実された。		
	総合	A	内部評価のポイント	
今後の取組	社会資源の周知			

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・どのような社会資源があるかをわかりやすくすると、もっと周知ができるのでは。 ・人材育成など人的社会資源の充実にむけての取組はされている。支援制度やサービス内容の社会資源を充実させていく取組はもっと必要。 ・様々な障がい福祉サービスに関する事業所が増加傾向にある。成年後見支援センター等の新しい体制も整備されてきた点は評価できる。 ・重度障がいの方が必要とする社会資源の充実にむけた取組はまだ十分ではない。				
助言等	・障害福祉のしおり等があるが一般に周知されておらず、実際に活用されていないことがある。事業所の名称や電話番号だけでなく、事業所の機能や特色など実用的な情報が入手できると尚よい。 ・サービス毎の人材の資質の向上を図ることが必要。 ・今後は親亡き後相談員や医療的ケア児コーディネーターの活用について具体的に協議を行うことが必要。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	親亡き後相談員、並びに医療的ケア児等コーディネーターの研修履修者による連絡会議をそれぞれ立ち上げ、第1回を開催。継続して開催できるよう連絡を取る。

プラン変更の要否	否
修正前	障害者自立支援協議会を通じて、関係者間の連携強化、人材育成等を行うことで、ソフト面の社会資源充実を図る。
修正後	

No	9	分類	生活環境に関する合理的配慮（道路整備）	担当課等	都市整備課 道路河川課
条文	第11条第1項		市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態		障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態（歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない）が解消された状態		
中長期方針	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。				
年度計画	(都市整備課) 道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準（幅員・横断勾配・舗装構成など）に基づきながら、障がい当事者からいただいた意見などにも配慮するように努め、また整備後においては、完成写真などにより報告する機会を設けていくこととする。 (道路河川課) 障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子供連れの方など、段差等にとくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう補修工事などを行う。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(都市整備課)	経費(概ね)	¥171,290,759	内容	7路線の整備に要した経費
	鉄道南北1号線外6路線において、道路拡幅、歩道の段差解消及び点字ブロックの設置等を行った。				
実施した内容	(道路河川課)	経費(概ね)	¥119,229,550	内容	今年度の維持修繕工事のうち、歩行空間の凹凸等の補修及び段差解消に要した工事費
	・平板ブロックによるガタツキの修繕及びアスファルト舗装化。 ・段差のある道路のフラット化。 ・歩行空間にある側溝蓋のガタツキ改修・フラット化（段差解消）。 ※整備延長 延べ L=2562.1m				
内部評価	困難度	(都市整備課) 施工箇所の利用者が多く、施工期間中は利用者の安全確保等を行うのに苦慮した。	(道路河川課) 民地との関係により高さ調整などの構造的改修に制限がある箇所における施工に苦慮した。		
	達成度	利用の妨げとなる状態から、すべての利用者が利用しやすいようにした。また、点字ブロックの設置により、視覚障がい者の方にも配慮した構造となった。	道路のガタツキ、段差等の解消により、利用者が安全に通行できるようになった。また、道路を改修したことにより、以前は車イスの通行ができなかった箇所が、通行できるようになった。		
	総合	A	内部評価のポイント	都市整備課 A 道路河川課 A	限られている予算内で、利用の妨げとなっている状態を解消する事ができ、利用者の方が通行しやすい道路環境が整備された。 道路の構造自体を改善することで、新たな利用者も含め、安全に通行できるように修繕できた。
今後の取組	(都市整備課) 道路整備工事においては、事業の必要性及び事業効果等の検証を行いながら、道路環境の整備を進めていく。 (道路河川課) 修繕等必要箇所は多数あるため、利用者に意見をいただき、優先度が高い箇所から順次修繕を進め、より安全に利用しやすい道路環境となるように進めていく。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・安全で利用しやすい道路環境となるよう優先度が高い箇所から順次修繕を進めている。 ・昨年の意見にある、当事者の意見をどのように取り入れ、関ったのかが見えない。 ・別府市街地の歩道幅の確保や公共施設周辺の道路改良まで行き届いていないのではないか。				
助言等	・工事内容は具体的だが、障がい者からの意見はどんなものであったのかわからない。当事者部会の活用は？ ・段差をなくすことや、点字ブロックを設置等は、継続して取組まれているが、発達障害（特にADHDの不注目傾向）に対応した取組（信号の見落とし防止や、信号のない角での飛び出し防止など）の検討もぜひお願いしたい。 ・別府市が取り回しているFix My Streetの広報・活用				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	・昨年度はコロナ禍の状況下にあったこともあり、当事者の意見を具体的に直接聞く機会を設けることができませんでしたが、文書通知にて工事についての意見聴取を実施しました。本年度におきましては、「バリアフリー対策箇所調査」において、合同で現地調査を実施し意見交換をする場を設けることができました。今後はいただいた意見をもとに具体的な改修補修内容を検討し、当事者に報告する機会を再度設けたいと考えています。 ・歩道幅員の確保や道路改良につきましては、物理的に難しい側面もありますので、可能な範囲で道路構造等を工夫することで（外側線の引き方等）、より安全に通行しやすい環境ができないか検討していきます。 ・発達障害のある方に対応した取り組みについても、上記同様に検討していきたいと思います。 ・Fix My Streetについては、より多くのおみなさまに利用していただけるよう、広報に努めていきます。

プラン変更の要否	否
修正前	・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子供連れの方など、段差等にとくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。 ・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準（幅員・横断勾配・舗装構成など）に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。
修正後	


No	10	分類	生活環境に関する合理的配慮（住宅確保）	担当課等	建築指導課	障害福祉課
条文	第11条第2項		市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。			
現状と目標		(現状)	市営住宅については、平成19年度に西別府住宅B棟に3戸、平成23年度に西別府住宅C棟に3戸新たに車いす対応住戸を整備し、市営住宅全体で26戸整備しているが、市営、民間とも車いすに対応した住戸が不足している状態		(目標)	ニーズを満たすだけの住戸がある状態
中長期方針			市営住宅については、建替え・新築の際には車いす対応住戸を確保する。 民間共同住宅については、必要とされるだけの住宅が整備されるよう支援策を講ずる。			
年度計画			(建築指導課)平成30年度(2018年度)から令和3年度(2021年度)にかけて、亀川住宅・内電住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替え事業を実施。この建替えにより、車いす対応住戸24戸の整備を行い、別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた供給目標40戸の達成を目指して事業を進めていく。 (障害福祉課)居住支援協議会等の住宅セーフティネット関連の情報周知に努める。			

実施結果及び自己評価						
実施した内容	(建築指導課)	経費(概ね)	4,837,320,000円	内容	新築工事	
	亀川地区市営住宅集約建替事業の受注者である別府湯けむり住宅が車いす対応住戸24戸の整備を進めている。車いす対応住戸以外の住戸についても、玄関の段差やE Vの設置、共用部分の手摺設置などバリアフリーに配慮している。					
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	あんしん住宅情報提供システムを周知	
	あんしん住宅情報提供システムを周知					
内部評価	困難度	(建築指導課)築年数の古い既存住宅の規格・基準では、車いす対応住宅への対応は大規模な改修が必要であり、予算等の問題から現実的には難しい。亀川住宅の建替については、関係団体との協議を踏まえ、バリアフリー化に努めている。(団体からの要望すべてには予算の関係上、対応出来ない。		(障害福祉課)住宅確保に関しては、そのほとんどが事業者との契約になるため、その状況がつかない。		
	達成度	建替事業により、車いす対応住戸の整備については目標を達成する見込みであり、その他住戸のバリアフリー化についても、関係団体との協議内容を反映するように努めている。		民間事業者からの住宅改造に関する相談自体がないため、効果的な周知方法がない状態。		
	総合	A	内部評価のポイント	建築指導課 A 障害福祉課 A	車いす対応住戸の供給目標は達成する見込みとなった。その他住戸についてもバリアフリー化に努めている。 指標がないため評価自体が困難	
今後の取組	(建築指導課) 令和5年1月末の事業完了(R3年度に建替工事完了、R4年度に既存住宅解体予定)に向けて、事業を進めていく。 (障害福祉課) 情報の周知方法の構築を図る。					

外部評価						
評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()	
評価の理由	・増築時に長寿命化計画を達成できる部分で大いに評価できる。バリアフリーの安価な住宅は福祉の進んでいるといわれる市内においてもなかなか見つからず、今回のような規模での拡充が非常にありがたい。 ・指標がなく、評価が困難であることがA評価というのは不自然だが、実施内容は評価できる。					
助言等	・事前に聴き取りを行った障がい者団体への意見やパブリックコメントについての意見聴取だけでなく、その返答もあると良い。また、自立支援協議会(全体会だけでなく当事者部会や実務担当者会議)へも聴取をして下さるとより良い意見が生まれるのではないかと。 ・大きな拡充だけでなく、個別に補助金を設けること(新築等)もご検討いただきたい。 ・市内の車椅子ユーザー数は今後も増加が考えられ、高齢者の増加も同様であるため、今後は全戸ユニバーサルデザインの住居を期待したい。 ・障がいを持たれた方は車椅子とは限らないため、防音や色覚へのアプローチも検討してはどうか。					

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	高齢化社会によりユニバーサルデザインに適合した住戸の増加が見込まれることから、別府市公営住宅等長寿命化計画の策定を行う。その際、防音や色覚についても検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	(施設整備課)亀川住宅・内電住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替え事業を実施(令和5年1月末完了)。この建替えにより、車いす対応住戸24戸の整備を行い、別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた供給目標40戸の達成を目指して事業を進めていく。 (障害福祉課)居住支援協議会等の住宅セーフティネット関連の情報周知に努める。
修正後	

No	11	分類	生活環境に関する合理的配慮（保証人制度の整備）	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第3項		市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		賃貸借契約の際に保証人を求められるケースが多く、保証人を立てられない障がいのある人が契約を締結できない場合がある。		(目標)
					保証人の有無などに関わらず、必要な人が民間住宅を賃借できる状態
中長期方針	民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。				
年度計画	住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度等の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	0円	内容	
		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年12月3日 令和2年第1回大分県居住支援協議会障がい者部会に出席。県の取組や県内の居住支援の現状と課題把握に努めた。 住宅入居要配慮者からの相談に対して、居住支援法人を案内し、その後入居に至る等、居住支援法人との連携により課題解決を図った。 「おおいた住宅確保要配慮者の居住支援ガイドブック」を指定特定相談支援事業所に配布し制度周知に努めた。 令和2年11月25日、別府市障害者自立支援協議会実務担当者会議地域移行について考える分科会において、住宅確保要配慮者の住宅さがしの協力店（2社）を招き、協力依頼をするとともに、現状の情報共有を行った。 		
内部評価	困難度			
	達成度	計画を達成できたため。		
	総合	A	内部評価のポイント	
今後の取組	住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度等の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。			

外部評価


評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> 住宅セーフティネット制度の周知については評価ができる。今後は活用についても触れていっていただきたい。 適切な窓口については協力不動産等と連携を深めており、評価できる。 		
助言等	<ul style="list-style-type: none"> 住宅セーフティネット制度についての周知は有益だが、登録戸数は同法以前よりある住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業のサイトのほうが多いため合わせた周知を行えばより福祉の向上に繋がるのではないかと。 次年度計画ではひとくらし支援課と協働し生活保護の方の保証人の課題へと切り込んでいただきたい。 別府市においても居住支援協議会を結成し、困窮・高齢・障がい等の要配慮者への対応を検討してはどうか。 生活保護受給者やひとり親家庭等の住み替えや住まいの確保に関しての情報を広く周知していただきたい。 		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	県と協力し、居住支援体制の取組に必要な基礎資料として、現状を調査中。

プラン変更の要否

プラン変更の要否	否
修正前	住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度等の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。地域移行・地域定着支援分科会の活動と連動させ、居住支援法人や住宅確保要配慮者の住宅探しの協力店等と支援者が連携できる環境を整備する。
修正後	

No	12	分類	生活環境に関する合理的配慮（公共的施設の設備の確保）	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第4項		市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない。		(目標)
	(目標)		市の公共施設については、可能な限り様々な障がいに配慮されたものであること。		
中長期方針	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。				
年度計画	市障害者自立支援協議会当事者部会の意見や市ホームページ上の意見募集等を通じて必要な情報を収集し、今後の施設整備の参考とする。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	0円	内容	
		・平成30年度に別府市公式ホームページに開設した公共施設における合理的配慮に関する意見募集ページを活用し情報収集に努めた。		
内部評価	困難度	コロナ禍のため、例年実施している当事者部会のまち歩き活動が出来なかった。		
	達成度	十分活動は展開できなかったがコロナ禍を踏まえ可能な範囲内での取組を行った。		
	総合	A	内部評価のポイント	計画を達成することが出来たため。
今後の取組	市障害者自立支援協議会当事者部会の意見や市ホームページ上の意見募集等を通じて必要な情報を収集し、今後の施設整備の参考とする。			

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	・コロナ禍において十分な活動ができなかったという前提を踏まえての実施内容を評価した。 ・前年度と同じ意見募集周知は今後も継続すべき。また、前々年度よりどういった情報が収集できているかの掲示等を実務担当者会議内等で（小規模でも）行うべきではないか。		
助言等	・感染症の影響を踏まえて年度途中等であっても計画変更等をすべきと考える。 ・前々年度より広く意見を募るために様々な配慮された手段（アンケート用紙の設置、点字、音声など）を用意すべきではないか。意見箱が設置されているところもあるが、意見できている方は少ないのでは。 ・一面的にならないよう当事者部会以外の意見として公共的施設の従事者の対応困難等を収集したり、福祉関係の学生等の意見も集めたほうが良いのではないか。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	市内歩道のバリアフリー化課題箇所について、Fix My Street Japanのサービスを用いる等で意見募集するとともに、委託調査を実施。また、調査の一環で当事者団体や関係施設と共に現地確認を行った。

プラン変更の要否	否
修正前	市障害者自立支援協議会当事者部会の意見や市ホームページ上の意見募集等を通じて必要な情報を収集し、今後の施設整備の参考とする。
修正後	

No	13	分類	生活環境に関する合理的配慮（公共交通機関の利用の円滑化）	担当課等	総合政策課
条文	第11条第5項		市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。		
現状と目標		(現状)	ノンステップバスやリフト付きタクシーの台数が少ないなど、障がいのある人が必要ときに利用できる状態とはいえないのが現状である。	(目標)	バスやタクシーなど十分な台数が確保されているなど、障がいのある人が公共交通機関を利用したいときに利用できる状態
中長期方針			交通事業者が障がいのある人の利便に資するような輸送サービスを改善できるような環境づくり等を行う。		
年度計画			別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。 また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。		

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	0円	内容
<ul style="list-style-type: none"> ○昨年度に引き続き、交通事業者に向けた研修実施の依頼を行ない、令和2年9月25日、29日に亀の井バス株式会社乗務員計22名を対象とした基幹相談支援センターによる研修を実施した。※参考資料2 ○大分交通株式会社においては、新入社員および乗務員を対象に社内研修を実施した。 ○ノンステップバス及びリフト付（UD）タクシーの導入について、交通事業者に引き続き要請を行なうと同時に、バス事業におけるバリアフリー車両の導入状況調査を行った。大分交通はノンステップバス1台購入。 ○バスロケーションシステムにおいて、ノンステップバス運行車両の情報提供実施。 ○JR別府大学駅のバリアフリー化実施。（2021年3月末完成予定） ○令和2年バリアフリー法改正及び移動等円滑化促進方針・基本構想の作成支援等説明会に交通担当者参加（令和3年3月11日予定） 			
内部評価	困難度	ノンステップバスやリフト付き（UD）タクシーの導入については、交通事業者の車両入れ替えのタイミングや新型コロナウイルス感染症の影響もあり、すぐに車両購入にはつながらない状況。	
	達成度	ソフト面・ハード面共に一定程度達成できた。	
	総合	B	内部評価のポイント 交通事業者に向けた研修の実施により意識改革の面では前進している。
今後の取組	今後も引き続き交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者等との共通理解のもと、輸送サービスの改善に向け、ハード面、ソフト面共に進めて行く。 ハード面では、交通事業者のバリアフリー車両の導入促進、ソフト面では交通事業者に向けた研修を継続的に実施して行く。		

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の声やニーズの把握は現状、行っているのか。今後どのようにしていくのか。 ・コロナ禍での交通事業者に向けた研修を継続していることは、評価できるが、交通弱者のニーズと基幹相談支援センターによる研修の内容の整合性が見えない ・交通事業者のバリアフリー車両の導入促進が難しいことは理解できるが、中長期計画が見えない 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・研修後も職員の対応が統一されておらず、不快な思いをしている利用者がある。対応・介助力ともに向上を、タクシー・JR等にも展開してほしい。 ・リフト付きタクシーの導入促進について、幅広い車いすに対応できる車両を増やすこと、さまざまな利用者の状態に対応できる環境整備（例えば人工呼吸器をつけている方が気軽にタクシーを利用できる環境）の検討を中長期方針の具体的な計画の一つとして挙げてほしい。 				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	研修の実施については引き続き、タクシー、バス、JRに対して働きかけを行ない、理解を深めていきたい。 利用者のニーズ把握については、本年度別府市地域公共交通計画の見直しを行なう中でアンケートや拠点ヒアリング、乗込み調査等の実態調査を実施予定。 別府市公共交通活性化協議会の障がい者団体代表委員を通して、利用者のニーズ等について情報共有を行なっていきたい。 UDタクシーの導入等ハード面については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け各交通事業者の経営状態は非常に厳しくなっており、難しい状況であるが、引き続き働きかけを行いたい。

プラン変更の要否	否
----------	---

修正前	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。 また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。
修正後	

No	14	分類	防災に関する合理的配慮（防災に関する計画）	担当課等	防災危機管理課 障害福祉課
条文	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。			
現状と目標	（現状）		（目標）		
	避難行動要支援者名簿を作成した。また、名簿掲載者のうち同意をいただいている人の個別支援計画は作成済み。		地域防災計画に障がいのある人への配慮について定める。		
中長期方針	障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。				
年度計画	（防災危機管理課） 窓口業務や手帳更新時を利用して、災害時に被害の説明や「災害時障がい者安心ネットワーク」のチラシを配布する。（災害時障がい者安心ネットワークは福祉フォーラム in 別府・速見実行委員会が事務局を担っていて、毎年災害に関する研修会等開催している） （障害福祉課） 避難行動要支援者システムの運用についてのルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	（防災危機管理課）	経費（概ね）	0円	内容	コロナ感染症対応のため予算なし。そのため事業展開できず。
	（障害福祉課）	経費（概ね）	0円	内容	名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布した。 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の対象者については、高齢者福祉課を主管として月次の最新データで管理している。
内部評価	困難度	（防災危機管理課）			（障害福祉課） 避難行動要支援者名簿の名簿掲載者の個別支援計画を地域主体で策定して方針であるが、地域での結びつきの強弱があるため、一律には進行しない。
	達成度				避難行動要支援者名簿の配布に関しても完了。
	総合	A	内部評価のポイント	防災危機管理課 A 障害福祉課 A	計画の遂行自体は順調である。
今後の取組	（防災危機管理課） 南海トラフ地震津波被害想定地域に居住している障がいのある人に対して、優先的に個別計画作成が必要な人を確認し、個別支援計画作成をスタートする。 （障害福祉課） 毎年度定期業務として、名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布する。 未配置の備蓄物資に関しては次年度より順次、購入・配置が予定。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	・評価は、障害福祉課の今年度の取り組み対してはA評価相当。防災危機管理課は、評価困難と考える。両課でのプランであるため、B判定とした。・少しずつではあるが、進んでいる				
助言等	・他課との連携を図って進めてもらいたい。 ・個別支援計画の普及方法を話し合いが必要。（当事者への浸透率は低い、市報等の活用、個別の案内等） ・コロナ禍でも自然災害等による避難が必要な事態は起こりうることも考慮した避難計画の作成（見直し）や、避難所での感染防止対策の周知等も必要と考える。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	今年5月に災害対策基本法の一部が改正され、個別避難計画作成が自治体の努力義務になった。その中で、避難行動要支援者名簿登録者の中から優先順位を決め、別府市で行っている専門職とともに個別計画を作成していく手法を優先順位の高い方の計画作成とする一方、手上げなど声掛けにより1人で移動できる登録者などには、ご自身や家族、地域で個別計画作成をすることによって、今後5年以内に個別避難計画を作成しなければならない。この優先順位をつけるという調査のために、日常のサービス等利用計画作成担当の事業所宛てに優先順位をつけるアンケート調査を実施した。しかし、施設責任者や事業所責任者に個別避難計画作成に福祉専門職が積極的に携わらなければならないことがまだ周知徹底できていないため、アンケート調査にしても各事業所等で活動の理解に差があり返信が戻ってこない所も半数以上ある。今年度は内閣府のモデル事業に手を上げ、インクルーシブ防災事業の中で医ケア児者等把握と今後の把握の仕組み、支援方法の確認と支援のネットワーク構築を行っているが、その事業を通じて施設責任者などを対象に学習会を企画している。もともとインクルーシブ防災事業には、高齢者福祉課、障害福祉課、介護支援課、健康推進課の職員も一緒に協働しているが、今回の学習会には、広域避難や連携を見据えて、案内は大大分県から配布してもらい、大大分県防災対策企画課、東部保健所、福祉保健企画課、障害福祉課、河川課、砂防課なども協働で行っている。今年度だけでなく、次年度も継続して行っていく。また、障がい者の安否確認やSOSを受けられるネットワーク構築も関係者に協議してもらいながら継続して行っていく。


プラン変更の要否	要
修正前	（防災危機管理課） 南海トラフ地震津波被害想定地域に居住している障がいのある人に対して、優先的に個別計画作成が必要な人を確認し、個別支援計画作成をスタートする。 （障害福祉課） 避難行動要支援者システムの運用についてのルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。令和3年度より備蓄物資が未配置の福祉避難所へ順次、購入・配置する。
修正後	（防災危機管理課） 南海トラフ地震津波被害想定地域に居住している障がいのある人に対して、優先的に個別計画作成が必要な人を確認し、個別支援計画作成をスタートする。施設等責任者への学習会の開催、医ケア児者の把握、把握の手法、支援ネットワークの構築に向けての取組開始、障がい者安心ネットワークの構築。 （障害福祉課） 避難行動要支援者システムの運用についてのルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。令和3年度より備蓄物資が未配置の福祉避難所へ順次、購入・配置する。

No	15	分類	防災に関する合理的配慮（減災の仕組みづくり）	担当課等	防災危機管理課 障害福祉課
条文	第12条第2項 市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。				
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がいのある人やその家族にとって必要とされる災害時の援護の体制が十分でない。		地域の住民・社会資源と結びつき、援護につながる体制ができています。		
中長期方針	障がいのある人やその家族に対し減災・防災に向けた意識啓発を行い、及び援護体制の整備を行う。				
年度計画	(防災危機管理課) 防災危機管理課が福祉フォーラム in 別府・速見実行委員会とともに行っている「別府市インクルーシブ防災事業」を協働で行う。福祉避難所として協定を結んでいるところには、福祉事業所BCP（事業継続計画）作成研修会に参加してもらい、福祉避難所として活動できるよう準備してもらう。 (障害福祉課) 減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。 福祉避難所となり得る施設の検討を行う。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(防災危機管理課)	経費(概ね)	0円	内容	
	コロナ感染症対応のため予算なし。そのため事業展開できず。				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	
	防災・減災には自助が非常に重要であるため、その意識付けとして障害手帳の申請及び相談者に対して障がい福祉ガイドブックを配布しているが、そのガイドブックに防災啓発マニュアルを合冊し該当者にすべからず配布した。新規の福祉避難所と協定を締結した。				
内部評価	困難度	(防災危機管理課)			(障害福祉課) 防災に対する意識を持続させることは非常に難しく、平準的な啓発の機会の確保が困難である。
	達成度				ガイドブックを受取った人は、言い換えと障害手帳の所持者であるためすべての障がい者又は家族に啓発マニュアルは行き届いている。
	総合	A	内部評価のポイント	防災危機管理課 A 障害福祉課 A	手交は周知手段としてはアナログ的であるが、必ず対象者には行き届いている。
今後の取組	(防災危機管理課) 防災危機管理課が福祉フォーラム in 別府・速見実行委員会とともに行っている「別府市インクルーシブ防災事業」を協働で行う。福祉避難所として協定を結んでいるところには、福祉事業所BCP（事業継続計画）作成研修会に参加してもらい、福祉避難所として活動できるよう準備してもらう。 (障害福祉課) 障がい福祉ガイドブックに合冊する方式を維持し、啓発内容のブラッシュアップを図っていく。 更なる、福祉避難所協定締結施設を開拓する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・評価は、障害福祉課の今年度の取り組みに対して評価。防災危機管理課は、評価困難と考える。 ・コロナ禍でも自然災害が起こる可能性はあることを踏まえ、幅広い障害者（または家族）に対し、防災への意識を持続させるための取り組みが必要と思われるが、実施内容が見えないため。 ・障害福祉ガイドブックの配布状況（毎年すべての人に届いているのか）と合冊になっていることを理解しているか				
助言等	・広報は限られた方のみではなく、市報等を活用し幅広く市民に向け実施を。一人でも多くの方に届くことが大切・福祉避難所の開拓に加え、福祉避難所に対して、避難時における新型コロナウイルス感染防止対策に関する研修の検討をお願いしたい。 ・地域の方々との繋がりを作るために、障害のある方が参加できる防災訓練を広げる必要がある。・福祉避難所の開拓をさらに進めてほしい。一時避難所に行かずに利用できるよう検討いただきたい。・福祉避難所の開拓に加え、福祉避難所に対して、避難時における新型コロナウイルス感染防止対策に関する研修の実施を				
評価結果をふまえた対応					
対応する時期	今年度中				
具体的な対応	福祉施設等がBCPを3年以内に作成しなければならなくなり、モデル施設をお願いし介護支援専門員協会や、相談支援専門員協会とともに事業形態に合わせたBCP作成を予定している。施設の状況がわかることにより福祉避難所としてお願い出来るのではないか？また、日常利用している在宅者の緊急受け入れなどに期待できる。コロナ感染症が落ち着いて来ているので、個別支援計画を作成して防災訓練を行っていく。今年度だけでなく継続して行う予定。				

プラン変更の要否	要
修正前	(防災危機管理課) 防災危機管理課が福祉フォーラム in 別府・速見実行委員会とともに行っている「別府市インクルーシブ防災事業」を協働で行う。福祉避難所として協定を結んでいるところには、福祉事業所BCP（事業継続計画）作成研修会に参加してもらい、福祉避難所として活動できるよう準備してもらう。 (障害福祉課) 減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。福祉避難所となり得る施設の検討を行う。
修正後	(防災危機管理課) 防災危機管理課が福祉フォーラム in 別府・速見実行委員会とともに行っている「別府市インクルーシブ防災事業」を協働で行う。福祉避難所として協定を結んでいるところには、福祉事業所BCP（事業継続計画）作成研修会に参加してもらい、福祉避難所として活動できるよう準備してもらう。訓練を開催する。 (障害福祉課) 減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。福祉避難所となり得る施設の検討を行う。

No	16	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (雇用・就労の環境整備)	担当課等	職員課
条文	第13条第1項		市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		平成26年度に身体障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。		(目標)
					障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態
中長期方針	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。				
年度計画	引き続き、法定雇用率以上の雇用を継続するとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	令和2年度は、10月に職員採用試験を実施。市報、別府市ホームページ、別府市Facebookを通じて、広報を行い、併せて、就職活動者向けのインターネットサイトに採用試験の実施情報を掲載し、広く申込者を募った。 また、10月の職員採用試験では、障がいを持った方を対象にした試験を実施した。その際、障害福祉課を通じて、メールで試験実施の案内を行った。 この試験では、2名の申込みがあり、受験生の申出により、周囲の声を聞きとりやすくする機器の持ち込みの許可、面接試験での進行の言葉を書面で提示することを行った。また、電動車いすの受験生の移動に配慮し、面接会場の変更を行った。点字での受験もできるようにしていたが、点字受験を希望する方はいなかった。
	内部評価	困難度		達成度
	総合	B	内部評価のポイント	計画を概ね達成したため。
今後の取組	広報活動については、引き続き、障害福祉課と連携を取りながら進めていきたい。 就労環境の整備については、各職場が抱える問題点を整理することから始めていく。			


外部評価

評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎内にて実施された試験方法や公募方法などについては評価できる。 ・市庁において法定雇用率以上の雇用を継続できていることは素晴らしい。 		
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のユニバーサルデザイン化は実際に雇用されている方や専門家、当事者への意見聴取が望ましい。 ・市や事業者にて環境調整を行う体制があるということを周知する必要があるのではないか。 ・緊張や劣等感等から言い出せない方も予想できるため就労時における定期的なアンケート調査や試験時のアンケート等も実施してはどうか。定着率の調査も必要か。 ・職員採用試験の実績において身体障害者しか記載されていないのは何故か。 		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	採用試験における障がい者枠や就労環境の整備においては、今後、様々な方面からの意見を聴取し、改善に努める。

プラン変更の要否	否
修正前	引き続き、法定雇用率以上の雇用を継続するとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。
修正後	

No	17	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり)	担当課等	障害福祉課
条文	第13条第2項		市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		希望と適性に応じた就労を行うことができない人が多く存在する。		(目標)
					多くの障がいのある人が、希望と適性に応じた一般就労・福祉的就労を行うことができる。
中長期方針	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。				
年度計画	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。 医療機関等への周知は前年に引き続き行っていく。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	
	障害者自立支援協議会就労部会において、障がい福祉サービスに繋がっていない人を、福祉就労等の必要な障がい福祉サービスに繋げることを目的に作成した、就労支援事業所の冊子内容を追加修正し、ホームページに掲載した。			
内部評価	困難度	追加事業所に呼びかけるも、なかなか情報が集まらなかった。		
	達成度	市の行事や窓口で就労事業所一覧の情報提供を行うことができた。		
	総合	B	内部評価のポイント	計画を概ね達成できた。
今後の取組	就労部会で、別府市内の特別支援学校、病院関係、相談支援事業所等、B型事業所利用に興味を持っている全ての方を対象に、B型事業所フェアを計画する。			

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> 福祉的就労を含めたA,B,移行の支援についての冊子とその更新については変わらず良い状況が続いている。 年度計画において一般就労時の事例検討をあげてあるが行えてない様子。 B型フェアは就労への取り組みとして有効であると思われるが、一般就労やA型就労からは少し遠いのではないかな。 コロナの影響もあり、フェアや周知などが行い難い状況となっていることを鑑みて評価を行った。 		
助言等	<ul style="list-style-type: none"> B型フェアよりも、障がい特性理解や年度計画に挙げられていた一般就労後の事例検討などについて力を入れることでA,B,移行,地域企業共通の研修が行えるのではないかな(感染症予防のためのリモート参加も考慮しつつ)。 一般就労後の事例については就業・生活支援センターや就労定着支援事業所にケースを募ってはどうか。 就労部会の従前以上の活用を期待する。 		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	就労支援事業所の冊子やホームページの情報については、今後も随時追記・修正を行っていく。 B型フェアは感染拡大防止の観点から開催が難しく、状況を鑑みて検討していく。

プラン変更の要否	否
修正前	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。 医療機関等への周知は前年に引き続き行っていく。
修正後	

No	18	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮（雇用創出の促進）	担当課等	職員課	障害福祉課
条文	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。				
現状と目標	(現状)			(目標)		
	障がいのある人の雇用先が少ない。			障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態		
中長期方針	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。					
年度計画	(職員課) 障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課) 障がいのある方を雇用する際の支援制度について周知を行う。					

実施結果及び自己評価						
実施した内容	(職員課)	経費(概ね)	0円	内容	障がい者の方を対象にした職員採用試験を実施したが、採用には結びつかなかった。	
	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	障害者就職合同説明会にむけた面接練習の機会として、就労部会で模擬面接会を実施した。	
内部評価	困難度	(職員課)			(障害福祉課)	
	達成度	採用の機会を設けることはできたが、採用には結びつかなかった。			模擬面接会を実施したが、実際の雇用には結びついていない。	
	総合	B	内部評価のポイント	職員課 B	採用試験を実施したが、雇用にはつながっていない。	
今後の取組	(職員課) 雇用の場を確保するため、採用試験の実施に向けて取り組む。 (障害福祉課) 実施できなかった市内の障がい者雇用の状況を把握し、雇用の可能性を探るため、企業の障がい者雇用に対する考え等を収集する。					

外部評価						
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()			
評価の理由	・市庁舎の雇用率は規定以上であるため、ほかの方面へアプローチできないか検討していただきたい（役所内だけでなく、公共施設への雇用など）。 ・雇用創出の一步となる面接を模擬的に実施することについては有用性があり、一般企業も含めて行うことができれば大きく実用的なものになると考える。また、実数把握（模擬面接から実際に面接された方の数）も検討されたい。					
助言等	・雇用する際の支援制度の周知についてはjeedの障害者雇用に係る助成金等ガイドブックに詳しいが、それらを外部に向けて発信する機会が知る限りは少ないように思われる。障がい者職業センターがまだ別府市にあるうちに市内企業へリモート研修などができるような良いのではないかと。 ・新たな雇用の創出については障がい理解や相談連絡体制の確保など環境整備が必要ではないか。また確保については、法定雇用率の算定基準外で例えば2～3時間/日からの雇用など多様性を持った雇用形態や体験実習の機会を期待したい。					

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	(障害福祉課) 昨年度に引き続き、コロナウイルスの影響で合同説明会が中止になっている。来年度以降に合同説明会が開催された際には、自立支援協議会就労部会にて合同説明会の参加人数等の把握をしたい。	

プラン変更の要否	否
修正前	(職員課)障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課) 障がいのある方を雇用する際の支援制度について周知を行う。
修正後	

No	19	分類	保健及び医療に関する合理的配慮（医療に関する支援）	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第1項		市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		医療の分野では合理的配慮の推進の余地がある。また、関係者・関係機関間での連携体制は十分でない。	(目標)	
				関係者・関係機関間で十分連携がとれ、かつ医療の分野での合理的配慮が十分なされている状態	
中長期方針	関係者・医療機関間で連携がとれるような仕組みを構築するとともに、医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。				
年度計画	平成27年度および平成29年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために行ったアンケート結果を踏まえ、医療機関において求められる合理的配慮について引き続き検討を進める。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	0円	内容	新型コロナウイルス感染症の影響から、本年度は医療機関への働きかけを行うことができなかった。地域移行支援においては、医療機関入院中の患者への支援について、感染防止のため様々な制限がある中、直接対面以外の方法でも支援を実施していれば算定を可能とするなど柔軟な運用をし、コロナ禍でも支援が受けられる体制をとった。
	困難度	新型コロナウイルス感染症の流行により、医療機関への積極的な働きかけは困難であった。		
内部評価	達成度	一部のサービスにおいて医療機関入院中でも必要な支援が受けられる体制がとれた。		
	総合	B	内部評価のポイント	合理的配慮の推進には至らなかった。
今後の取組	在宅生活を行う障がい者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や濃厚接触者とされた場合の福祉サービスの提供体制や医療機関との連携のあり方についても今後検討が必要。			


外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	・コロナ禍でも地域移行が受けられる体制をとったことは高く評価できる。 ・アンケートをもとに、求められている合理的配慮についてどう実現させていくつもりなのかが見えない。医療機関において求められる合理的配慮については今後も検討が必要であるが、どこで協議するかも検討する必要があるのでは。		
助言等	・自立支援協議会委員には別府市医師会も参加いただいているので、研修時に合理的配慮や障がい福祉サービスの周知を期待したい。 ・医療機関への通院におけるバリア（移動手段、待合室の環境、診断書等の料金等）も考慮すべきか。 ・医療と福祉の連携については相談支援における連携加算票のような共有体制が整う必要があるのでは。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスを利用する方のうち、医療的ケア児者については特に医療・福祉の連携が重要であるため、医療的ケア児等コーディネーター（令和3年4月時点で9名修了、令和3年度研修は市職員も受講予定）の協議の場を設け課題検討を行う。 ・医療機関側への働きかけのきょうけつとして、市職員が医師会の定例会等に出向き障害福祉サービス等に関する情報の周知が行えればと考えるが、コロナ禍であるため、対応時期については医療機関側の負担にならないよう十分に配慮したい。

プラン変更の要否	否
修正前	別府市医師会の運営委員会等において、障害福祉サービスについて周知するとともに、医療機関側での障がいのある人の受診における課題についてヒアリングを行い、障がいのある人が感じる課題、医療機関側を感じる課題を整理する。
修正後	

No	20	分類	保健及び医療に関する合理的配慮（緊急事態の際の対応の確立）	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第2項		市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		精神障がいのある人には「大分県精神科救急電話相談センター」が相談窓口となり、同センターについては障害福祉課で周知を行っている。		(目標)
	(目標)		常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につなぐ仕組みが整備されている状態		
中長期方針	緊急事態の際の対応の確立				
年度計画	基幹相談支援センターでの24時間相談体制を引きつづき実施する。また、平成30年度に開始した「緊急対応型ショートステイ事業」の委託契約事業者数を増加させる。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	10,800千円	内容	基幹相談支援センターへの委託料 2,700千円×4センター 法定外短期入所委託料154千円
	<p>①基幹相談支援センターにおいて、24時間体制の相談対応を行った。</p> <p>②虐待等の一時避難を目的とした緊急ショートステイ事業について、これまで7法人だった委託先を、令和3年4月から9法人に拡張させることで社会資源の充実に努めた。</p> <p>③地域生活支援部会が主体となり、指定特定相談支援事業所利用者を対象として、「知的障がい若しくは精神障害者保健福祉手帳1級所持者で区分未取得者」に関する調査を実施。（結果：対象者105名）また、調査結果については指定特定相談支援事業所連絡会議で情報共有し、緊急時の対応が必要な利用者把握に努めた。</p>			
内部評価	困難度	予算の確保		
	達成度	計画を達成できた。		
	総合	A	内部評価のポイント	予算の確保、社会資源の周知に努めた。
今後の取組	緊急時の際の連絡先の周知			

外部評価

評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	<p>・緊急時の避難先増と対応が必要な利用者の把握に努めたことが評価できる。</p> <p>・緊急時の対応については、R3報酬改定より地域生活支援拠点のヘルパーが居宅等へ支援することも可能になっているのでそちらについても検討されたい。その他の支援についてもコロナ感染者や感染疑い者が出た際の指標を市としてまとめておく必要があると感じる（宿泊施設など避難先への支援など）。</p>		
助言等	<p>・相談、医療のほか協議会委員である東部保健所や警察の協力もあると良いのではないか（ホットライン作成）。</p> <p>・緊急時の際の連絡先の周知徹底を図るため、各事業所にメーリングリストにより定期的な周知を図ってはどうか。</p> <p>・濫用の恐れはあるが、緊急ショート事業の具体的な内容を含んだ周知を引き続き期待する。</p>		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	地域生活支援部会と協力して、緊急時に居宅訪問に対する支援も可能なことを周知することで、地域生活支援拠点等の充足に結びつける。

プラン変更の要否	否
修正前	基幹相談支援センターにて24時間の相談対応を引きつづき実施する。また、平成30年度に開始した「緊急対応型ショートステイ事業」について、受入先事業所の拡充に努める。
修正後	

No	21	分類	保健及び医療に関する合理的配慮（保健事業・医療支援の利用円滑化）	担当課等	健康づくり推進課	障害福祉課
条文	第14条第3項		市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。			
現状と目標		(現状)	健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえず、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援としては重度障害者医療費助成制度があるが、申請が必要であり、障がいのある人にとって負担となっている。		(目標)	健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度障害者医療費助成制度は、来庁せずとも助成が受けられる仕組みになっている。
中長期方針			健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度障害者医療費助成制度については、来庁せずとも助成が受けられる仕組みを構築する。			
年度計画			(健康づくり推進課) 保健事業（健康診査等）について、障害のある人への対応方法を、市報やホームページなどの広報のほか、関係機関等の協力を得るなどして、わかりやすく広報する。 (障害福祉課) 重度心身障害者医療費助成制度について、自動償還払いを円滑に処理し、改善点等あれば早急に対応する。			

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(健康づくり推進課)	経費(概ね)	0円	内容	
	①レントゲン車での肺がん検診ができない障がいのある人に対しては、その対応ができる検診実施先を市報等で広報している。 ②ケーブルテレビでのお知らせの際には、読み上げとテロップを併用するなどにより分かりやすくしている。				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	
	重度心身障害者医療費助成制度における自動償還払いは（大きな）問題なく遂行し、改善すべき点の実施も完了している。令和3年8月受診分より適用される「所得制限」実施に向け、令和2年7月下旬に一括送付した新年度受給者証と「所得・税額調査同意書」を同封した。				
内部評価	困難度	(健康づくり推進課) より分かりやすく、幅広く広報することが困難であった。		(障害福祉課) なし	
	達成度	市報にて周知を行っているため、当初の計画は達成できた。		当初の計画は達成できた	
	総合	B	内部評価のポイント	健康づくり推進課 B 障害福祉課 A	困難な事情がありつつも、概ね計画を達成しているため。 概ね計画通りに完了したため
今後の取組	(健康づくり推進課) 各健診機関で障害に応じた方法を検討、実施されている。引き続き、障がいのある人等配慮を要する人が安心して検診を受けられるよう、検診委託先と情報共有し、市報など多様な方法で周知を行う。 (障害福祉課) 所得制限新設および実施に向け、所得・税額調査同意書の返送状況管理や、所得制限の正確な判定ができるようシステム担当者との連携を図る。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・ほぼ問題なく自動償還払いが機能しており、改善も実施されていることが評価できる。 ・前年同様周知についても継続して取り組んでいるところが評価できる。				
助言等	・現代の情報収集において根幹をなす携帯電話を利用して広報をすべきではないか（LineやTwitter等SNSを利用するなど）。 ・できるなら今後は償還払いではなく現物給付についても検討してもらいたい。 ・コロナ禍でも、安心して検診が受けられる環境であることも（感染予防の取り組み等）広報しては。				
評価結果をふまえた対応					
対応する時期	今年度中				
具体的な対応	(健康推進課) 健康検査や保健事業を障害のある人が安心して利用できるよう、健診委託先との調整や情報共有を引き続き行い、市報やホームページ等を通じて分かりやすく広報を行う。 (障害福祉課) 現物給付については、これまで幾度となく検討されているが、大分県においては実施不可となっている。				

プラン変更の要否	否
修正前	(健康推進課)保健事業（健康診査等）について、障害のある人への対応方法を、市報やホームページなどの広報のほか、関係機関等の協力を得るなどして、わかりやすく広報する。 (障害福祉課) 新年度受給者証を一括送付する7月下旬に合わせ所得制限の判定を完了し、所得制限実施後は対象者および家族からの問合せ等に対応できるよう、重度医療担当職員（会計年度職員含）で共通認識を持っておく。
修正後	

No	22	分類	保育及び教育に関する合理的配慮（統合保育・統合教育の実施）	担当課等	子育て支援課	学校教育課
条文	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。				
現状と目標	(現状)		(目標)			
	保育については、保育コーディネーター養成研修に毎年度保育士が参加し、園内研修も実施している。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員スキル等が十分とまではいえない。		ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態			
中長期方針	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。					
年度計画	(子育て支援課)関係機関と連携を取りながらスーパーバイザーや保育コーディネーターとの情報交換や事例検討を行い更なる質の向上と有資格者の増員に努める。 (学校教育課) 幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。					

実施結果及び自己評価						
実施した内容	(子育て支援課)	経費(概ね)	¥30,000	内容	研修会講師料	
	複雑な環境におかれた特別な配慮を要する乳幼児や家庭に対する適切な対処方法や専門機関との連携方法を学ぶため、保育コーディネーター認定保育士の増員を図るとともに、すでに認定を受けている保育士については、フォローアップ研修に参加することで一層の活動の充実を図った。また、市の単独事業として、発達障がいや精神疾患など困難を抱える保護者の援助技術についての全体研修会を実施した。					
実施した内容	(学校教育課)	経費(概ね)	73,754,000円	内容	支援員賃金予算額	
	・幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員を47人派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、個に応じたきめ細かな指導を行った。 ・支援員増員に向けて予算要求を行った。					
内部評価	困難度	(子育て支援課) 特別な配慮を有する乳幼児や家庭は増えるが、保育士不足のため			(学校教育課) ・増員のための予算確保。 ・人員の確保(支援員希望者の不足)。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、支援員に対する研修が実施できなかった。	
	達成度	保育コーディネーター認定保育士の増員とスキルアップを図るとともに、全職員を対象とした研修会及び園内研修を実施して、職員全体の資質向上を図り、保育所の機能強化に繋がった。			年度当初は6名の欠員が生じたが、継続した募集により47名を確保することができた。	
	総合	A	内部評価のポイント	子育て支援課 A 学校教育課 B	保育コーディネーターの養成と活用により、多様な保育サービスを提供できる体制づくりに繋がった。 一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行うことにより、学校(園)で安心して生活・学習できるようになってきているため。	
今後の取組	(子育て支援課)・継続して、保育コーディネーターの養成と全職員を対象とした研修会を実施するとともに、保育コーディネーターの地域連絡会の実施に努めたい。 (学校教育課)・令和3年度も、48名の支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。 ・令和4年度の支援員増員に向けて予算要求するとともに、人員確保に努める。					

外部評価						
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()			
評価の理由	・研修等の実施は評価できるが、保育コーディネーターの実績が見えない(現状で、障害のある子どもの受け入れや個別対応が困難なケースあり。保育所が児童発達支援など障害福祉サービスの理解に乏しく、連携が回りにくいケースも多岐にわたる)。・支援員数が充足されていない。支援を求めて事前に準備・相談し入学しているが、入学後、支援の必要性が発覚する児童生徒が多いため、その保護者から必要な支援が受けられないとの声がある。・重度の身体障害や、てんかん、その他医療的ケア等の必要な児童の受け入れが一部の保育所園に偏っている。関係機関との連携を取り、どうすれば対応・受け入れできるかの検討している様子がなく、最初から受け入れを断られることも多々あり。					
助言等	・保育コーディネーターの実績を見える形で示していただきたい。関係機関と連携を図ることができる存在として活躍してほしい。 ・保育所・園の支援員(加配職員)の配置の拡充(認可園全てに基本1名、さらに必要な児童の名で加配1名等)・支援を必要とする児童、生徒の実数と必要な支援員数を出してほしい。・支援員の人数と支援内容について、支援を受けている側(児童生徒・保護者)の充足度の確認が必要ではないか。・幼・小・中へ派遣する特別支援教育支援員の増員とあわせて専門性の向上もお願したい。					

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	(子育て支援課) ・特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに関係機関と連携して適切な時期に適切な支援に繋げる。 ・保育コーディネーターの実績を見える化していく。 (学校教育課) ・支援員増員に向けて予算要求する。 ・各園学校において、支援の必要な園児児童生徒の把握をきめ細やかに行い、支援の必要な園児児童生徒に対応する。 ・支援員対象の研修会を、対面やオンライン、資料配付等柔軟な形で開催し、支援員の専門性の向上を図る。	

プラン変更の要否	否
修正前	(子育て支援課)関係機関と連携を取りながらスーパーバイザーや保育コーディネーターとの情報交換や事例検討を行い更なる質の向上と有資格者の増員に努める。 (学校教育課) 幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。
修正後	

No	23	分類	保育及び教育に関する合理的配慮（教職員への研修実施）	担当課等	学校教育課
条文	第15条第2項		市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	教職員の障がいに対する理解は十分とはいえないが、毎年度特別支援教育コーディネーター研修を実施するなど、理解を深める機会を創出している。		教職員が障がいに対する理解を十分に有している状態		
中長期方針	各教職員が障がいに対する理解を持つことができるよう研修等の場を十分に提供する。				
年度計画	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。				

実施結果及び自己評価			
実施した内容	経費（概ね）	0円	内容
	・市主催の特別支援教育コーディネーター研修及び特別支援教育担当者研修会を2回計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、実施しなかった。 ・県教育センターが開催する研修に参加し、スキルアップを図った。		
内部評価	困難度	コロナ禍において、集合研修の実施ができなかった。来年度以降は、オンラインでの実施も検討していきたい。	
	達成度	特別な支援を必要とする園児児童生徒に対する個別の指導計画の作成や相談支援ファイルの活用を通じた関係機関との連携等、個別の支援に関する理解を深めた。	
	総合	B	内部評価のポイント 県の研修会を通して、個別の教育支援計画の作成及び指導計画の理解が進んだため。
今後の取組	令和3年度も、障がいのある園児児童生徒の理解、学校（園）内及び関係機関と連携した支援等についての研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図っていく。		

外部評価			
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	・評価は、今年度の取り組み対して評価。コロナ禍である状況は、令和3年度も続くことを踏まえ、具体的な計画の見直しが必要と思われるため。 ・コーディネーター以外の教職員の数が圧倒的に多いが、研修は実施されていない。コーディネーターからの共有方法が不明確 ・研修参加によって「スキルアップを図った」根拠がみえない。		
助言等	・現場の教職員に必要と思われる研修内容について、特別支援教育コーディネーターに調査するなど目標に近づけるための研修テーマの選定をお願いしたい。 ・早急にオンラインでの研修を取り入れることに加え、研修参加できない現場の教職員が、その内容を後日視聴できる（DVD視聴）など研修時間確保につながる体制作りの検討もお願いしたい。 ・研修後の理解度、実践度等のモニタリングが必要、そのうえで研修内容を吟味する必要があるのでは		

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	・コーディネーター研修会の内容の吟味と、研修会実施後にアンケートを行い、スキルアップが図れたか、研修内容は有意義なものであったか等の検証を行う。 ・研修会後に、各学校においてコーディネーターが中心となり、教職員対象の研修会を実施する。

プラン変更の要否	否
修正前	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。
修正後	

No	24	分類	保育及び教育に関する合理的配慮（学校間の連携及び調整の推進）	担当課等	学校教育課
条文	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。			
現状と目	(現状)		(目標)		
	別府市特別支援連携協議会を毎年度開催し、連携を推進している。		市内にある特別支援学校と小学校、中学校等とが十分に連携できている状態		
中長期方針	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。				
年度計画	別府市特別支援連携協議会を開催する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）	150,000円	内容	連携協議会委員謝礼金 50,000円 相談支援ファイル用消耗品 100,000円	
	<p>・別府市特別支援連携協議会を年2回開催した。</p> <p>○第1回（7月30日）</p> <p>・コロナ禍における特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援体制について ・各関係機関と学校における連携のあり方について ・合理的配慮の提供と個別的教育支援計画について ・相談支援ファイルの活用について</p> <p>○第2回（2月22日）</p> <p>・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援体制について ・各関係機関と学校における連携のあり方について ・相談支援ファイル「ゆけむりん」の活用・充実について</p> <p>※委員は、大学、病院、療育、健康づくり推進課、障害福祉課、子育て支援課、学校教育課、幼・小・中学校関係者19名</p> <p>・特別な支援が必要な園児児童生徒（就学相談参加者、特別支援学級在籍者等）の保護者に向けて相談支援ファイルを約40冊配付した。</p>				
内部評価	困難度	<p>・支援ファイルの配付時期、対象が不明確であった。</p> <p>・連携体制を構築するための関係機関との情報共有と合意形成が困難である。</p>			
	達成度	<p>別府市特別支援連携協議会を年2回開催し、各関係機関と学校における連携体制及び市内の園児児童生徒に対する合理的配慮の提供と個別の支援のあり方について協議することができた。また、作成した支援ファイルを就学相談会に参加した保護者に配付することができた。</p>			
	総合	B	内部評価のポイント	各機関と学校における連携体制作りを目指したが、具体的な体制づくりには至らなかった。	
今後の取組	<p>・令和3年度、新たに特別支援学級に在籍する児童・生徒、幼稚園・保育園・未就園児で就学相談会に参加する保護者等へ相談支援ファイルを配付する。</p> <p>・別府市特別支援連携協議会で各機関と学校における連携体制作りについて引き続き協議し、よりよい支援体制づくりを目指す。</p>				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	<p>・協議会は開催されているが、変更づくりはできていない。</p> <p>・ゆけむりんの配布は、評価できるが、活用・充実に向けた具体的な取り組みが昨年度に引き続き見えない。</p> <p>・年2回の開催では、課題（議題）の整理と、検討に終わらず、解決に向けた具体的な動きを決定するまでが会議に求められる。・目標と年度計画が結びついていない</p>				
助言等	<p>・関係機関との連携は、継続してほしい。連携強化に向けて回数を増加したり、実務者レベルの体制作り等、工夫が必要ではないか。・ゆけむりんが、活用されるための仕組みを早急に作っていただきたい。また、県立学校（支援学校）所属の児童生徒に全員配布を。（他市は配布されている）</p>				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	<p>・就学相談会参加の保護者に対して「ゆけむりん」の配付を積極的に行い、周知及び活用を広げていく。</p> <p>・「ゆけむりん」の内容、形式の改善を行っていく。</p>

プラン変更の要否	否
修正前	別府市特別支援連携協議会を開催する。
修正後	

No	25	分類	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	担当課等	障害福祉課
条文	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
中長期方針	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。				
年度計画	コロナ禍で今年度実施できないアール・ブリュットの芽ばえ展等について、次年度以降の実施方法を検討したい。また、スポーツについてはニーズ調査に基づきポッチャ、水泳、バレー教室を委託により引き続き開催し、スポーツを通して障がいのある人の社会参加の推進を図る。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	2,121,200円	内容	997,000円(湯にば〜さるファッションinべっふ♫) 1,124,200円(スポーツ委託)	
	<p>(芸術文化) アール・ブリュットの芽ばえ展：令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、開催はできなかった。しかしながら、令和3年度に向けて、実行委員会において有識者を交えて、来年度以降の新しい生活様式に沿った開催方法を検討した。 湯にば〜さるファッションinべっふ♫：令和元年度に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のため、今年度へ延期となった。しかしながら、なかなかファッションショーの開催のめどが立たず、今年度動画作成に切り替えて、実施をした。障がいのある人もない人も、また安心して暮らす日が訪れるまで、コロナ禍をどのように踏ん張り、過ごしているのかをまとめ、動画という形で湯にば〜さるファッションショーを通して、視聴者に感動や希望を与えることができた。制作した動画は、さらなる共生社会の推進を図ることを目的とし、SNS等で広く紹介するとともに、国内外にも広く発信した。 (スポーツ) コロナ禍で開催できない日もあったが、新しい生活様式に沿って、ポッチャ、水泳、卓球、バレー教室、健康教室を委託により開催し、障がいのある人の社会参加の推進を図った。</p>				
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染拡大により集まって開催することが困難であった。			
	達成度	(芸術文化) 芸術文化活動への参加が促進され、障がいのある人となない人との相互理解が深まった。 (スポーツ) ポッチャ、水泳、卓球、バレー教室、健康教室を委託により開催し、障害がある人の社会参加の推進を図った。			
	総合	A	内部評価のポイント	困難な状況があつつも、計画を達成する方策を模索し、実行したため。	
今後の取組	(芸術文化) 今後は、アール・ブリュットの芽ばえ展を新しい生活様式に沿って内容も充実したものにするため、実行委員会の中に有識者を交えて開催方法を検討する。(スポーツ) ニーズ調査に基づき引き続き、スポーツの教室を委託により開催し、より多くの人が参加できるよう広報活動に力を入れる。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	<p>・コロナ禍においての開催について大変苦慮されたと思う。新しい生活様式での広報活動に動画配信などを活用できたことは良かった。 ・コロナにより仕方なかったが、スポーツ活動の場が全く持てなかった。アールブリュットの芽ばえ展が実行委員会へ委託され、より充実した展覧会になるよう進められるようになった。 ・今年度はコロナ禍にて、様々な活動が、開催出来ていないが、芸術文化、スポーツともに実行出来ている。</p>				
助言等	<p>・指導員の育成や確保は今後どう取組むのか知りたい。 ・幼児から大人まで障がい者スポーツをより身近に感じてもらい、気軽に取り組めるよう、一般や学校の体育館に競技に必要なコートのラインを整備を行う。(例：ポッチャの道具の貸し出しをどうするか等) ・今後も指導員の確保とともに活動を実行されてほしい。 ・障害者スポーツを通して交流の場が増えていくことを期待する。</p>				
評価結果をふまえた対応					
対応する時期	今年度中				
具体的な対応	新型コロナウイルス感染対策をした上で、アール・ブリュットの芽ばえ展を開催した。				

プラン変更の要否	要
修正前	コロナ禍で今年度実施できないアール・ブリュットの芽ばえ展等について、次年度以降の実施方法を検討したい。また、スポーツについてはニーズ調査に基づきポッチャ、水泳、バレー教室を委託により引き続き開催し、スポーツを通して障がいのある人の社会参加の推進を図る。
修正後	アール・ブリュットの芽ばえ展について、今年度の経緯等を踏まえ、次年度以降の実施方法を検討したい。また、スポーツについてはニーズ調査に基づきポッチャ、水泳、バレー教室を委託により引き続き開催し、スポーツを通して障がいのある人の社会参加の推進を図る。

No	26	分類	親亡き後等の問題の解決	担当課等	障害福祉課
条文	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	親亡き後等の問題の不安を感じている当事者が多く、その不安を軽減する具体的な施策を講じられていない状態			親亡き後等の問題を構成する各課題が解決され、この問題に対する不安が軽減されている状態	
中長期方針	親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し、実行する。				
年度計画	別府市障害者自立支援協議会各部会において、親亡き後等の問題の解決策を検討する。				

実施結果及び自己評価			
実施した内容	経費(概ね)	0円	内容
	①地域住民への啓発及び相談の敷居を下げることを目的に親亡き後等の問題に関する動画を作成した。※参考資料4 ②令和3年3月12日(金)地域生活支援部会主催による就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所のサービス管理責任者及び世話人を対象に、職員の資質向上及び関係者間の連携強化を目的としたリモート研修を開催(内容:高次脳機能障がい、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム、グループワーク)。※参考資料6 ③親亡き後等の問題解決主要施策9「自助会の活動の場確保・情報発信等の支援」について、自助会に関する情報(「主な活動」「主な参加者」「開催頻度」)をホームページに掲載した。※参考資料7 ④障害者週間(令和2年12月3日～12月9日)に、別府市役所1階にて、これまでの親亡き後等の問題に関する検討結果及び成果物の展示を行った。 ⑤親亡き後等の問題解決主要施策3「障害者支援施設入所者への対応」について、区分認定調査の際、将来の地域移行に関する聞き取りを行った。 ⑥地域生活支援部会が主体となり、指定特定相談支援事業所利用者を対象として、「知的障がい若しくは精神障害者保健福祉手帳1級所持者で区分未取得者」に関する調査を実施。(結果:対象者105名)また、調査結果については指定特定相談支援事業所連絡会議で情報共有し、緊急時の対応が必要な利用者把握に努めた。		
内部評価	困難度	論点が多く、予算、人材不足等、様々な課題がある。	
	達成度	①コロナ禍を踏まえた有効な啓発が実施出来た。②事業所職員の専門性向上が図られるとともに、事業所間の交流の場となった。③提供する情報量を増やすことで他の媒体との差別化を図った。	
	総合	A	内部評価のポイント 困難な事情がありつつも、計画を概ね達成できたため。
今後の取組	障害者支援施設等に入所している人に対して、認定調査の際、今後の意向を確認し、将来安心して地域移行できるよう必要な情報の収集を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備で求められる機能を拡張させ、体制強化に努める。		

外部評価			
評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・困難な事情にても計画がおおむね達成できていると思った。 ・啓発活動はされているが「親亡き後等の問題の解決策の検討」という計画と実施した内容がどう繋がっているかよくわからない部分がある。 ・様々な障がい福祉サービスに関する事業所が増加傾向にある。成年後見支援センター等の新しい体制も整備されてきた。少しずつだが、親亡き後の問題解決のための社会資源が増えてきた。 ・障害者支援施設等に入所している人に対してより、重要な事は在宅で生活しているが、障害者の問題である為、様々な方法で、広報活動や聞き取りをおこなっている。 ・事業実施したというアウトプットより、どう効果があったかというアウトカムの観点で事業評価するべきではないか。		
助言等	・サービス毎の職員の専門性を向上させるための取り組みを実施していく。 ・在宅で生活する障がいのある人に対する「親亡き後等の問題」の解決に向けての計画の継続を。 ・継続した課題の抽出が必要だと思う。今後の取り組みは小さなことからでも着実に進めていく。 ・評価する基準がないため個人の主観による評価になっている。効果測定をどうするか評価の指標を作ったほうがよい。 ・虐待防止の観点で施設は閉鎖的になりやすいのでサービスごとに倫理観を醸成するための研修など実施する。またそれが現場にどのような形で反映されているかも大事である。		
評価結果をふまえた対応			
対応する時期	来年度以降		
具体的な対応	親亡き後相談員連絡会議等で、体験型のショートステイ等に利用できる施設が不足しているとの意見が出ており、空き家等の活用の一環で委託が出来ないか検討する。		

プラン変更の要否	否
修正前	別府市障害者自立支援協議会各専門部会において、親亡き後等の問題の解決策を検討し実行する。
修正後	